

(様式 6)

### 判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準（不利益処分関係）

		資料番号	4	担当課	林業政策課
法令名	林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令	根拠条項	1 - 3	不利益処分の種類	林業経営改善計画の認定の取消し
林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置令（昭和 54 年 6 月 30 日 政令 205 号）					
1. 根拠規定 令第 1 条第 3 項 都道府県知事は、法第 3 条第 1 項の（林業経営改善計画）認定を受けた者が当該認定に係る林業経営改善計画（第 1 項の規定により当該林業経営改善計画の変更の認定を受けた場合には、その変更後の林業経営改善計画）に従ってその林業経営を改善するためにとるべき措置を講じていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。					
2. 審査基準 法第 3 条第 4 項 前三項に規定するもののほか、林業経営改善計画の認定及びその取消しに関し必要な事項は、政令で定める。					
○林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の施行について （昭和54年 8 月 23 日 54林野企第82号農林水産事務次官依命通知）					
第 3 林業経営改善計画					
4 林業経営改善計画の変更及び取消し					
(3) 都道府県知事は、林業経営改善計画の認定を受けた者が当該認定に係る林業経営改善計画に従ってその林業経営を改善するためにとるべき措置を講じていないと認めるときは、その認定を取り消すことができることとされた。					